

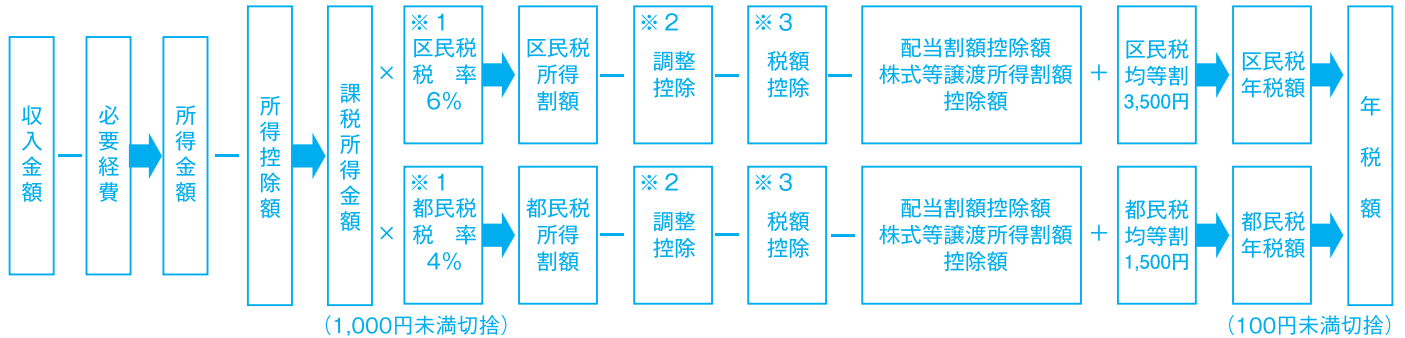
住民税が課税されない方

- ① 1月1日現在 生活保護法による生活扶助を受けている方
- ② 1月1日現在 未成年者および障害者・寡婦・ひとり親控除該当者で、前年中の合計所得が135万円以下の方
- ③ 前年の所得が (ア)同一生計配偶者または扶養親族がいない場合 45万円以下の方
(イ)同一生計配偶者または扶養親族がいる場合
「35万円×(同一生計配偶者+扶養親族+1)+31万円」以下の方

※扶養親族とは所得控除(扶養控除)の対象外となる16歳未満の扶養親族を含みます。

16歳未満の扶養親族がいる場合、非課税の判定に使用するため、申告の際に記入してください。(各種手当の支給判断にも使用されます。)

税額算定するまでの流れ



※1 税率(所得割額) 譲渡所得など税率が異なる所得もあります。

※2 調整控除

調整控除額の算出方法	
合計課税所得金額が200万円以下の場合	次のAまたはBのうち、小さい金額の5% (特別区民税3%・都民税2%) A 人的控除額の差額の合計額(下記表参照) B 合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円を超える場合	{人的控除額の差額の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)} × 5% (特別区民税3%・都民税2%) ただし、この計算式による金額が特別区民税1,500円未満は1,500円、都民税1,000円未満は1,000円とします。 ※合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除が適用されません。

◎合計課税所得金額とは、課税総所得金額・課税退職所得金額・課税山林所得金額の合計額です。

◎合計所得金額とは、純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額・退職所得金額・山林所得金額の合計額です。

(申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。)

所得税と住民税の人的控除額の差額の一覧								
人的控除の種類		差 額			人的控除の種類		差 額	
配偶者控除	申告者本人の合計所得金額	900万円以下	900万円超え 950万円以下	950万円超え 1,000万円以下	扶養控除	一般の扶養親族	5万円	
	一般の扶養親族	5万円	4万円	2万円		特定扶養親族	18万円	
	老人扶養親族	10万円	6万円	3万円		老人扶養親族	10万円	
						同居老親等扶養親族	13万円	
配偶者特別控除	申告者本人の合計所得金額	900万円以下	900万円超え 950万円以下	950万円超え 1,000万円以下	障害者控除	障害者	1万円	
	配偶者の 合計所得金額	48万円超え50万円未満	5万円	4万円		2万円	特別障害者	10万円
		50万円以上55万円未満	3万円	2万円		1万円	同居特別障害者	22万円
基礎控除	申告者本人の合計所得金額	2,500万円以下			寡婦控除	ひとり親控除	5万円	
	基礎控除					勤労学生控除	1万円	

◎人的控除額の差額とは、所得税と住民税との人的控除の差額。(平成19年税源移譲に対する措置)

※3 税額控除

① 寄附金税額控除

前年中に、都道府県・市区町村、日本赤十字社東京都支部、東京都共同募金会ならびに東京都・板橋区が条例で指定した団体に寄附した場合、次のAとBの合計額を住民税の所得割の額から控除します。

A 基本控除 { 寄附金額の合計 (総所得金額などの30%が限度) - 2000円 } × 10% (区6%、都4%)

※都条例にのみ該当する団体への寄附は都4%のみの控除となります。

B 特例控除 (寄附金額の合計 - 2000円) × (90% - 所得税の税率 × 1.021)

※ふるさと納税に該当する場合のみ

※住民税所得割額(調整控除後)の2割が上限となります。

※**確定申告や住民税申告をする場合は、ふるさと納税ワンストップ申告特例制度の対象となりませんので、必ず領収書等を添付してください。**

② 住民税の住宅借入金等特別税額控除

所得税から控除しきれない金額について住民税から税額控除する制度です。

この特別控除の適用を受けるための、板橋区への住宅借入金等特別税額控除の申告は原則不要です。

※確定申告や年末調整の際に手続きを行ってください。

③ 配当控除

配当所得のうち、内国法人から受ける配当所得について総合課税で申告した場合、配当控除が適用されます。(なお、上場株式等に係る配当所得について分離課税として申告した場合は、配当控除の適用はありません。)

④ 外国税額控除

この控除を受けられる方は、所得税の確定申告が必要になりますので、税務署へお問い合わせください。

